

## 第8章 大規模事故等対策

第1節 応急活動体制

第2節 航空機事故

第3節 鉄道事故

第4節 道路・橋梁・トンネル災害

第5節 ガス事故

第6節 CBRNE 災害

第7節 危険物事故

第8節 大規模火災

本章は、大規模事故が発生した場合の応急活動体制並びに、航空機事故、鉄道事故、道路・橋梁・トンネル災害、ガス事故、CBRNE 災害、危険物事故、大規模火災に対する対策を示したものである。



## 第1節 応急活動体制

大規模事故が発生した場合、市は都及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する必要がある。

### ■対象とする大規模事故

<input type="radio"/> 航空機事故	<input type="radio"/> 鉄道事故	<input type="radio"/> 道路・橋梁・トンネル災害
<input type="radio"/> ガス事故	<input type="radio"/> CBRNE 災害	<input type="radio"/> 危険物事故
<input type="radio"/> 大規模火災	<input type="radio"/> その他大規模な事故による被害（事故災害）	

なお、本市の大規模事故災害における計画の策定にあたり、林野火災は大規模火災に含めるものとした。原子力災害については、第5章に単独の章として独立させている。

### 第1 応急活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、市民の通報や各関係機関からの情報収集活動を実施し、災害の規模に応じて警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部の設置、救援救護活動、地域住民の避難誘導、避難の指示、避難施設の開設等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する。

※ 大規模事故が発生した場合の活動体制の確立については、「第4章 風水害応急対策 第1節 応急活動体制の確立」に準じて行う。

#### 1 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると、政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する（「町田市国民保護計画」を参照）。

### 第2 情報収集・伝達及び広報

大規模事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、迅速かつ的確な対応を図るためには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要となる。

市は、市民からの通報、消防署、警察署、都及び防災関係機関から情報を収集し、被害状況の把握するとともに、関係機関との連携を図る。必要に応じて、現地に職員を派遣する。

また、関係機関と協力して、地域住民への広報を実施する。

※ 情報収集・伝達については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 応急活動体制の確立」、市民への広報については、「第3章 地震災害応急対策 第4節 災害時の広報」に準じて行う。

### 1 火災気象通報

火災等の発生に密接な関連のある気象情報としては、火災気象通報が挙げられる。火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて市区町村や各消防署等に伝達される。

### 2 火災警報

(1) 東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

東京消防庁は、火災警報を発令した時は、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。

東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

都総務局は、警報の発令を市に通報する。

## 第3 応急対策活動の実施

### 1 救助・救急、救護活動

消防署、警察署、都及び関係機関に協力して、被災者の救助・救急、救護活動を実施する。また、必要に応じて、医療救護チームを現地に派遣する。

※ 救助・救急活動については、「第3章 地震災害応急対策 第6節 消防・救助・救急活動」、救護活動については、「第3章 地震災害応急対策 第7節 災害時の医療救護・保健」に準じて行う。

### 2 避難対策

大規模事故が発生した場合、又は大規模な事故による被害が拡大するおそれがある場合、地域住民の生命・身体・財産を保護するために避難の指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

※ 避難対策については、「第4章 風水害応急対策 第12節 避難対策」に準じて行う。

### 3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等の実施において、状況よりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3章 地震災害応急対策」及び「第4章 風水害応急対策」に準じて行う。

## 第2節 航空機事故

- 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

航空機事故が発生した場合は、次の事項を把握し、迅速に通報・伝達を行う。

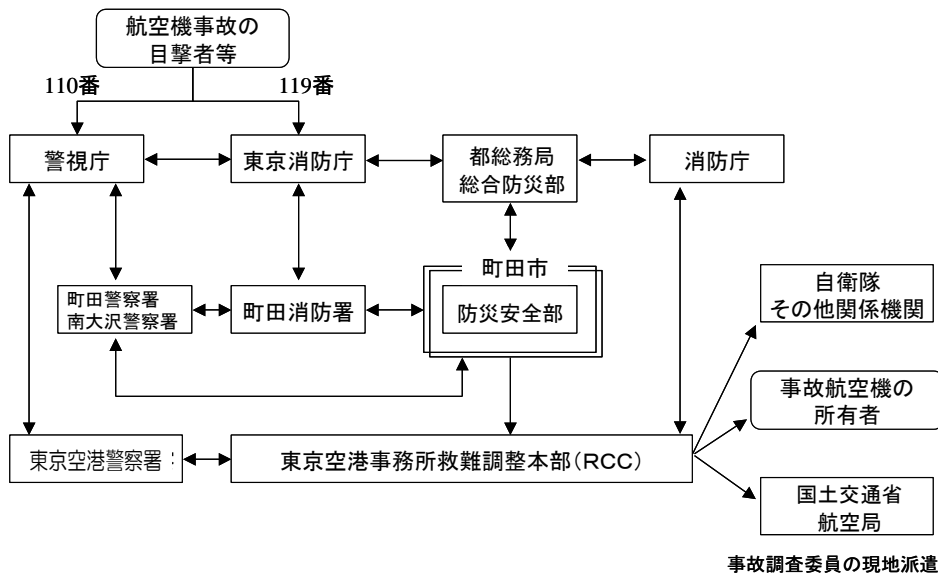
自衛隊機、米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

### <連絡事項>

○ 事故の種類
○ 事故発生の日時、場所
○ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
○ その他必要な事項

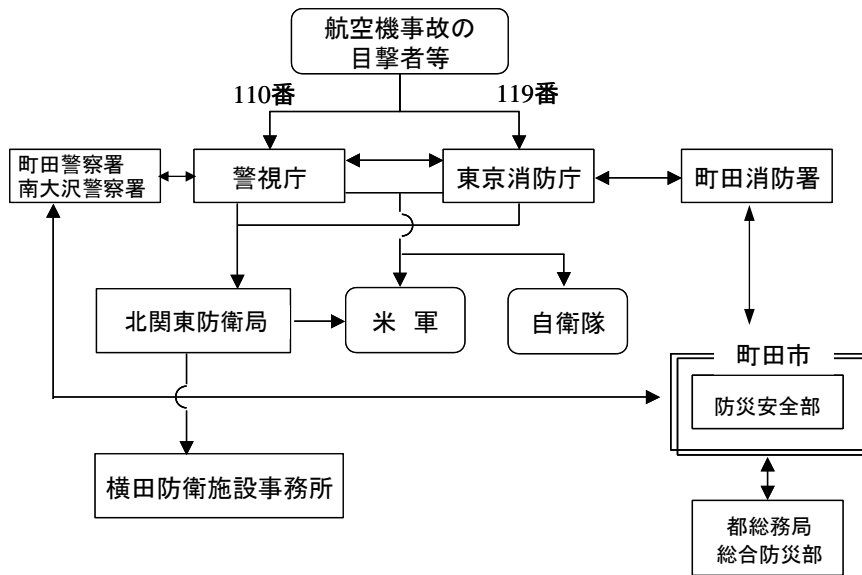
消防署	○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応
都及び防災関係機関	○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応
市	○ 関係機関との連絡 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請 ○ 都現地連絡調整所への協力 ○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力

### <通報経路（民間航空機事故の場合）>

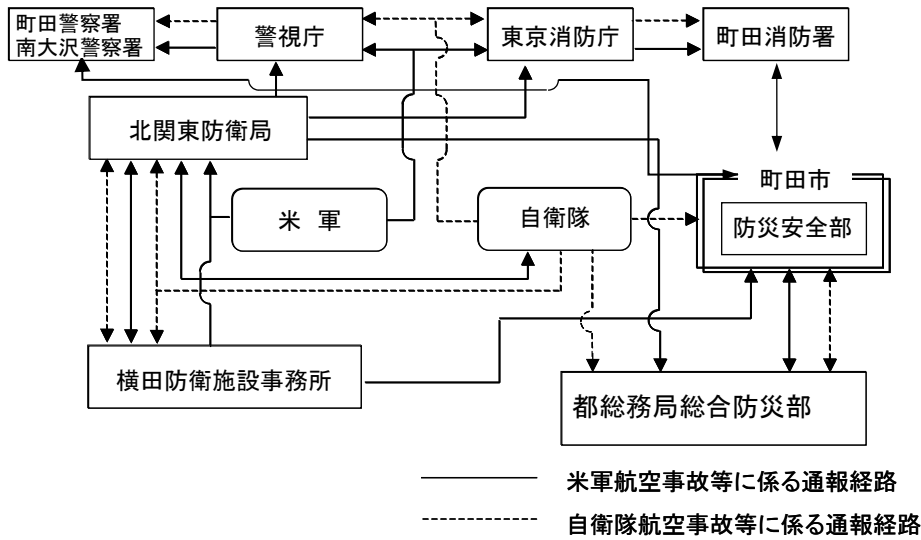


第8章 大規模事故等対策  
第2節 航空機事故

<通報経路（自衛隊機又は米軍機事故の場合）>



<米軍又は自衛隊からの通報経路>



## 第3節 鉄道事故

- 列車等の衝突・脱線・火災等
- 危険物輸送列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等

JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄は、列車等の衝突・脱線・火災等の大規模な事故が発生した場合は、(現地)災害対策本部を設置し応急措置を行う。

また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡する。

- 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班等を編成し救急救護に当たる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連絡</li> <li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li> <li>○ 都現地連絡調整所への協力</li> <li>○ 関係機関の応急対策に可能な限り協力</li> </ul>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の状況把握及び消火活動</li> <li>○ 延焼火災等による誘発の防止</li> <li>○ 警戒区域の設定・規制と広報活動</li> <li>○ 関係機関との連絡</li> </ul>
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 警戒区域の設定</li> <li>○ 関係機関との連絡</li> </ul>

化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第7節 危険物事故」に準じて対応する。

## 第4節 道路・橋梁・トンネル災害

- 車両の多重衝突・火災
- 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの流出等

車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに状況を把握し応急措置を行う。

○ 高速道路	……………	中日本高速道路株式会社
○ 国道、都道	……………	国土交通省、都（南多摩東部建設事務所）
○ 市道	……………	市

道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況の把握</li> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 障害物の除去</li> <li>○ 関係機関との連絡</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連絡</li> <li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li> <li>○ 都現地連絡調整所への協力</li> <li>○ 関係機関の応急対策に可能な限り協力</li> </ul>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の状況把握及び消火活動</li> <li>○ 延焼火災等による誘発の防止</li> <li>○ 警戒区域の設定・規制と広報活動</li> <li>○ 関係機関との連絡</li> </ul>
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 警戒区域の設定</li> <li>○ 関係機関との連絡</li> </ul>

危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第7節 危険物災害」に準じて対応する。



## 第5節 ガス事故

- ガス管等からのガス漏えいによる事故

ガス導管等からのガス漏えい事故が発生した場合、東京ガスグループ及び関係機関は以下の応急措置を行う。

東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防署、警察署、道路管理者及び沿道住民等への連絡通報</li> <li>○ 非常災害対策組織態勢の確立</li> <li>○ 人身災害が発生した場合、医師または消防へ連絡</li> <li>○ 火気使用の禁止、立入禁止の措置の実施</li> <li>○ ガス供給の停止</li> <li>○ マンホール開放を行った場合、通行者の安全誘導</li> <li>○ 付近住民への周知</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li> <li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li> <li>○ 都現地連絡調整所への協力</li> <li>○ 避難の指示</li> <li>○ 避難誘導</li> <li>○ 避難施設の開設</li> <li>○ 情報提供</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連絡</li> <li>○ 要請に応じて災害現場への部隊の派遣</li> <li>○ 救出・救助活動及び救急活動の実施</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連絡通報</li> <li>○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたと、または市長から要求があったとき、避難の指示の実施</li> <li>○ 避難区域内への車両の交通規制</li> <li>○ 避難路の確保及び避難誘導の実施</li> </ul>

## 第6節 CBRNE災害

- 化学剤 (chemical) ・ 生物剤 (biological) ・ 放射性物質 (radiological) ・ 核 (nuclear) ・ 爆発物 (explosive) による災害の発生

CBRNE 災害による人身被害が発生し、または発生のおそれがある場合、関係機関は以下の応急措置を行う。

都	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡・調整</li><li>○ 必要に応じて現地連絡調整所の設置</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 都への現地連絡調整所の設置の要請</li><li>○ 都現地連絡調整所への協力</li><li>○ 関係機関への応援要請</li><li>○ 避難の指示</li><li>○ 避難誘導</li><li>○ 避難施設の開設</li><li>○ 避難住民保護</li><li>○ 情報提供</li></ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 警戒区域の設定</li><li>○ 救出、救護活動の実施</li><li>○ 汚染防除</li><li>○ 避難の指示</li><li>○ 関係機関との連携</li><li>○ 情報提供</li></ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係機関との連絡、情報収集</li><li>○ 関係機関との連携</li><li>○ 情報提供</li></ul>

## 第7節 危険物事故

- 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物の漏洩・爆発等
- 運搬中における危険物の漏洩・爆発等

### 第1 石油類等危険物取扱施設対策

石油類等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	○ 発火源の除去 ○ 消防署、警察署への通報	○ 油類の流出、拡散防止 ○ 消防隊への協力（情報）
都環境局	○ 施設責任者への指導	
消防署	○ 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送の停止 ○ 施設の応急点検 ○ 混触発火等による火災防止措置 ○ 初期消火活動と流出・異常反応等による拡散防止措置と応急対策 ○ 災害状況に応じた従業員・周辺住民への人命安全措施 ○ 警戒区域の設定・規制と広報活動	
警察署	○ 避難の指示 ○ 関係機関との連絡	○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定
市	○ 避難の指示 ○ 避難住民の保護 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請	○ 避難誘導 ○ 関係機関との連絡 ○ 情報提供 ○ 避難施設の開設 ○ 都現地連絡調整所への協力

### 第2 火薬類等取扱施設対策

火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

施設責任者	○ 保管、貯蔵中の火薬類の安全な位置への移動 ○ 消防署、警察署への通報 ○ 付近住民の避難 ○ 消防隊への協力（情報）	
都環境局	○ 関係機関への連絡 ○ 事業所に対する水バケツ等の消火施設の強化の指示	
関東東北産業保安監督部	○ 施設責任者に対する監督、指導 ○ 緊急措置命令の実施	
消防署	○ 延焼火災等による誘発の防止 ○ 関係機関との連絡	○ 警戒区域の設定・規制と広報活動
警察署	○ 警戒区域の設定 ○ 関係機関との連絡	○ 避難誘導
市	○ 避難の指示 ○ 避難住民の保護 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請	○ 避難誘導 ○ 関係機関との連絡 ○ 情報提供 ○ 避難施設の開設 ○ 都現地連絡調整所への協力

### 第3 毒物・劇物・有害化学物質等取扱施設対策

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 発火源の除去 <input type="checkbox"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の安全な場所への移動 <input type="checkbox"/> 漏出防止、除毒措置 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力（情報）
消 防 署	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示
警 察 署	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定
都保健医療局	<input type="checkbox"/> 毒物・劇物・有害化学物質等の飛散、漏えい、浸透防止 <input type="checkbox"/> 中和剤等による除毒作業の指示
都 教 育 庁	<input type="checkbox"/> 学校における事故発生時の活動について指導の実施
市	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力

### 第4 高圧ガス等取扱施設対策

高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、（塩素ガス等の）有毒ガスが漏えいした場合、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、市、各関係機関は直ちに都（環境保全局）に通報し対策にあたる。なお、高圧ガスの輸送中の事故についても同様に行う。

施設責任者	<input type="checkbox"/> 作業員の避難・安全措置 <input type="checkbox"/> 消防署、警察署への通報 <input type="checkbox"/> 都（環境保全局）への通報 <input type="checkbox"/> 付近住民の避難 <input type="checkbox"/> 消防隊への協力（情報）
都 総 務 局	<input type="checkbox"/> 関係機関への必要な連絡通報
都 環 境 局	<input type="checkbox"/> 高圧ガス保安協会への連絡 <input type="checkbox"/> 防災事業所への出動要請
消 防 署	<input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・規制と広報活動 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示
警 察 署	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 避難路の確保及び避難誘導 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 交通規制 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定
関東東北産業保安監督部	<input type="checkbox"/> 関係機関との情報連絡 <input type="checkbox"/> 施設責任者等に対する緊急保安措置の指導
市	<input type="checkbox"/> 避難の指示 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 避難施設の開設 <input type="checkbox"/> 避難住民の保護 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 都への現地連絡調整所の設置の要請 <input type="checkbox"/> 都現地連絡調整所への協力

## 第5 流出油及び危険物等輸送車両の応急対策

施設からの流出油や危険物等輸送車両の事故等がおきた場合、各機関は連携し出火防止・事故の拡大防止対策を講じる。

施設責任者	○ 作業施設内の安全処置 ○ 出火及び拡大防止措置 ○ 付近住民の避難	○ 消防署、警察署への通報 ○ 消防隊、警察への協力
都環境局 都総務局 都建設局	○ 関係機関との情報連携 ○ 関係機関への要請	○ 緊急措置命令の実施
消防署	○ 救助・救急 ○ 被害の拡大防止 ○ 交通規制の要請	○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定・規制と広報活動
警察署	○ 警戒区域の設定、避難誘導 ○ 関係機関との連絡	○ 交通規制
関東東北産業 保安監督部	○ 関係機関との情報連携 ○ 防災事業所に対する応援出動の要請	○ 緊急措置命令の実施
関東運輸局	○ 危険物輸送に関する対策の推進	
JR貨物	○ 消火、火気厳禁、立入禁止等の措置 ○ 関係機関への通報	
市	○ 避難の指示 ○ 避難住民の保護 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請	○ 避難誘導 ○ 関係機関との連絡 ○ 避難施設の開設 ○ 情報提供 ○ 都現地連絡調整所への協力

## 第8節 大規模火災

- 多数の者や要配慮者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、デパート、病院、社会福祉施設等）の火災
- 市街地における大規模延焼火災
- 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

### 第1 消火活動

#### 1 消防署、消防団の活動

##### (1) 消防署の活動の基本

大規模火災に対応するため、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助、救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。

##### (2) 消防団の活動態勢

災害発生後、直ちに町田市消防団震災時任務分掌を準用し、団本部、各分団本部、各部に参集し、活動を展開する。

##### (3) 消防団の活動の基本

- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助活動を行なう場合は、救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難命令等が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難広場の防護活動を行う。

##### (4) 情報の収集と活動の留意事項

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 火災の延焼状況</li><li>○ 避難状況及び負傷者の状況</li><li>○ 建物状況及び消防用設備の状況</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 病院、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。</li><li>○ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。</li><li>○ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。</li><li>○ 延焼拡大の恐れがある地区は、住民避難のために避難路を確保する。</li></ul>

#### 2 市民、事業所、自主防災組織の協力

市民、事業所等は、消防隊に対する積極的な情報提供を行なうとともに、速やかな避難を実施する。

### 第2 火災の警戒

消防署、消防団は、全ての消火が終了した後も、市民と協力して消火後の再燃を警戒する。

### 第3 火災の調査

消防署長は、火災の原因並びに火災のために受けた損害の調査を行う。